

議案第 6 5 号

長与町職員定数条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

職員定数の見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの。

長与町職員定数条例の一部を改正する条例

長与町職員定数条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「229人」を「240人」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、休職中の職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく育児休業中の職員その他給与の支給を受けていない職員は、定数から除外する。

第2条第2号中「172人」を「181人」に改め、同条第5号中「24人」を「26人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。